

関税法基本通達等の一部改正等について

特殊法人等改革基本法（平成 13 年法律第 58 号）に基づく、特殊法人等整理合理化計画を実施するため、「農畜産業振興事業団」が解散されるとともに、平成 15 年 10 月 1 日に独立行政法人「農畜産業振興機構」が設立されることに伴い、関税法基本通達等の一部を下記のとおり改正するとともに、記の第 3 及び第 4 を制定し、本年 10 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関の職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の一部を次のように改正する。

70-3-1 の別表第 1 中

「

(ル) 生糸の輸入に係る調整等に関する法律 (昭和 26 年法律第 310 号)	第 2 条《事業団による生糸の輸入》 第 7 条《輸入に係る生糸の事業団への売渡し》 第 11 条 農畜産業振興事業団法第 29 条第 1 項第 4 号《業務の委託》	(1) 農畜産業振興事業団法（平成 8 年法律第 53 号）第 29 条第 1 項第 4 号の規定により農畜産振興事業団（以下「事業団」という。）の委託を受けた者が生糸を輸入する場合には、事業団事務所長（横浜又は神戸の事務所長。以下同じ）の印が押なつされた「輸入生糸入港報告書」 (2) 第 7 条第 1 項の規定により事業団に生糸の売渡しをする者であつて第 11 条第 1 項に規定する農林水産大臣の認定を受けた者が生糸を輸入する場合には、事業団事務所長の印の押捺された「実需者輸入に係る生糸の買入れ・売戻
---	--	---

を

<p>(ハ) 生糸の輸入に係る調整等に関する法律 (昭和 26 年法律第 310 号)</p>	<p>第 2 条《機構による生糸の輸入》 第 7 条《輸入に係る生糸の機構への売渡し》 第 11 条</p>	<p>し承諾書」 (3) 第 7 条第 1 項の規定により事業団に生糸の売渡しをする者であって第 11 条第 1 項に規定する農林水産大臣の認定を受けない者が生糸を輸入する場合には、事業団事務所長の印の押なつされた「一般者輸入に係る生糸の買入れ・売戻し承諾書」 (4) 輸出貨物製造用生糸を保税工場で使用せず国内転用する場合の取扱いについては、上記 (3) に転ずる。</p>
		<p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の委託を受けた者が生糸を輸入する場合には、機構事務所長（横浜又は神戸の事務所長。以下同じ）の印が押なつされた「輸入生糸入港報告書」 (2) 第 7 条第 1 項の規定により機構に生糸の売渡しをする者であって第 11 条第 1 項に規定する農林水産大臣の認定を受けた者が生糸を輸入する場合には、機構事務所長の印の押捺された「実需者輸入に係る生糸の買入れ・売戻し承諾書」 (3) 第 7 条第 1 項の規定により機構に生糸の売渡しをする者であって第 11 条第 1 項に規定する農林水産大臣の認定を受けない者が生糸を輸入する場合には、機構事務所長の印の押なつされた「一般者輸入に係る生糸の買入れ・売戻し承諾書」 (4) 輸出貨物製造用生糸を保税工場で使用せず国内転用する場合の取扱いについては、上記 (3) に転ずる。</p>

に

「

(7) 砂糖の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)	第5条第3項《農畜産業振興事業団の承諾》(第11条第12項において準用する場合を含む。)	第5条第3項(第11条第12項において準用する場合を含む。)の規定により農畜産業振興事業団が交付する「義務売渡しに係る指定糖の買入れ及び売戻し承諾書」又は「輸入異性化糖等の買入れ及び売戻し承諾書」
---------------------------------	--	--

を

「

(7) 砂糖の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)	第5条第3項《輸入に係る指定糖の事業団への売渡し》(第11条第12項において準用する場合を含む。)	第5条第3項(第11条第12項において準用する場合を含む。)の規定により農畜産業振興機構が交付する「義務売渡しに係る指定糖の買入れ及び売戻し承諾書」又は「輸入異性化糖等の買入れ及び売戻し承諾書」
---------------------------------	---	---

に

「

(カ) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)	第4条《業務の委託》 第13条《指定乳製品等の輸入》 第14条《輸入に係る指定乳製品等の事業団への売渡し》	(1) 第4条第1項第2号の規定により農畜産業振興事業団(以下「事業団」という。)の委託を受けた者が指定乳製品等を輸入する場合には、事業団理事長の印が押なつされた「指定乳製品等輸入業務委託証明書」 (2) 第14条第1項の規定により事業団に売渡しをする者が指定乳製品等を輸入する場合には、事業団理事長の印が押なつされた「指定乳製品等の買入・売戻承諾書」 (3) 第14条第2項の規定により事業団と契約を締結する者が指定乳製品等を輸入する場合には、事業団理事長の印が押なつされた「用途外使用に係る指定乳製品等の取扱いに関する契約締結承諾書」
-------------------------------------	---	---

を

「

(カ)加工原料乳生産者補給金等暫定措置法 (昭和40年法律第112号)	第13条《指定乳製品等の輸入》 第14条《輸入に係る指定乳製品等の機構への売渡し》	(1) 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)の委託を受けた者が指定乳製品等を輸入する場合には、機構理事長の印が押なつされた「指定乳製品等輸入業務委託証明書」 (2) 第14条第1項の規定により機構に売渡しをする者が指定乳製品等を輸入する場合には、機構理事長の印が押なつされた「指定乳製品等の買入・売戻承諾書」 (3) 第14条第2項の規定により機構と契約を締結する者が指定乳製品等を輸入する場合には、機構理事長の印が押なつされた「用途外使用に係る指定乳製品等の取扱いに関する契約締結承諾書」
--	--	---

に改める。

第2 砂糖の価格調整に関する法律の施行に伴う税関の取扱いについて(昭和40年10月1日蔵関第1095号)の一部を次のように改正する。

1. 記3中「農畜産業振興事業団(以下「事業団」という。)」を「農畜産業振興機構(以下「機構」という。)」に改める。
2. 記4、記5及び記6中「事業団」を「機構」に改める。
3. 別紙様式1を別紙1に改める。
4. 別紙様式2を別紙2に改める。
5. 別紙様式3を別紙3に改める。

第3 「生糸の輸入に係る調整等に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法に基づく生糸の輸入通関手続について」を別添1のとおり制定する。

第4 「加工原料乳生産者補給均等暫定措置法に基づく指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについて」を別添2のとおり制定する。

別紙様式1

連 絡 票

平成 年 月 日

独立行政法人 農畜産業振興機構 所長 殿

税関

下記買入れ承諾書に係る指定糖等について、当関で輸入の検査を行ったところ、その輸入数量が買入れ承諾書に記載された買入れ承諾数量を超過することが判明しましたので、連絡します。

記

- 1 買入れ承諾書の番号
- 2 買入れ承諾数量
- 3 輸入申告番号
- 4 税関検査により確認された輸入数量
- 5 超過数量

別紙様式2

輸入指定糖に係る関税の払戻し通知書

平成 年 月 日

独立行政法人 農畜産業振興機構 所長 殿

税関

下記輸入指定糖について、関税定率法第19条第1項の規定により、関税の払戻しが行われたこととなったので、通知する。

記

輸入許可書の番号	輸入許可の年月日	関税の払戻しが行われる輸入指定糖の数量(kg)	輸入者	買入れ承諾書番号	関税の払戻し先

輸入指定糖等に係る関税の徴収原因発生通知書

平成 年 月 日

独立行政法人 農畜産業振興機構 所長 殿

税関

下記輸入指定糖等について、関税定率法第13条第7項等の規定により、当該指定糖等の輸入の際に軽減又は免除を受けた関税の徴収が行われることとなったので通知する。

記

- 1 輸入許可書の番号及び輸入許可の年月日
- 2 用途外使用等があった年月日
- 3 関税の徴収が行われる根拠規定
- 4 関税の徴収が行われた指定糖等の数量
- 5 買入れ承諾書の番号

別添1

財 関 第 1027 号
平成 15 年 9 月 30 日

生糸の輸入に係る調整等に関する法律及び独立行政法人農畜産業
振興機構法に基づく生糸の輸入通関手続について

標記のことについて、別紙のとおり、農林水産省生産局長から依頼があった
ので、平成 15 年 10 月 1 日からこれにより実施されたい。

15生産第4180号

平成15年9月26日

財務省関税局長

農林水産省生産局長

生糸の輸入に係る調整等に関する法律に基づく生糸の輸入通関手続きについて

生糸の輸入に係る調整等に関する法律（昭和26年法律第310号）第2条及び第7条第1項の規定に基づく生糸の輸入通関手続きについては、下記の取扱いに従って処理していただきたく御協力をお願いします。

なお、この取扱いについては、平成15年10月1日から実施します。

おって、「生糸の輸入に係る調整等に関する法律及び農畜産業振興事業団法に基づく生糸の輸入通関手続きについて」（平成10年3月25日付け10農産第2410号農林水産省農産園芸局長通知）は廃止します。

記

1 対象となる生糸

生糸の輸入に係る調整等に関する法律（以下「法」という。）第2条及び第7条第1項の規定に基づく生糸の輸入に関する措置の対象となる生糸は関税定率法（明治43年法律第54号）別表（関税率表）第5002.00号-2に該当する生糸であり、同表第5002.00号-1の野蚕のものは本措置の対象とならない。

2 税関による確認の時期及び方法

(1) 機構による生糸の輸入

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が法第2条の規定に基づき農林水産大臣の承認を受けて輸入する生糸を輸入業者に委託して輸入する場合において、当該生糸が同条の規定に基づき機構から輸入の委

託を受けた生糸であるかどうかについての確認の時期及び方法については、次によるものとする。

- ① 確認の時期
輸入申告の際
- ② 確認の方法

機構は当該輸入業者に「輸入生糸入港報告書」（機構の生糸輸入業務委託要領様式第4号。以下「報告書」という。）（別添1）を交付し、輸入申告の際に提出させるので、報告書の数量（正量）欄の記載内容と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び機構事務所長（横浜又は神戸の事務所長）の押印（別添2）を確認する。

なお、数量の確認については、±3%のアローアンスを認めて差し支えない（後記(2)の場合における数量の確認についても同様とする）。

(2) 機構以外の者による生糸の輸入

- ① 実需者（農林水産大臣の認定を受けた者）による輸入

法第7条第1項の規定に基づき機構に生糸の売渡しをする者であって法第11条第1項の規定に基づき農林水産大臣の認定を受けた者が生糸を輸入する場合において、当該生糸が当該認定に係るものであり、機構による買入れ・売戻しの承諾を受けたものであるかどうかについての確認の時期及び方法については、次によるものとする。

- ア 確認の時期
輸入申告の際
- イ 確認の方法

機構は当該輸入者に「実需者輸入に係る生糸の買入れ・売戻し承諾書」（機構の輸入生糸買入売戻実施要領（以下「要領」という。）様式第1号。以下「実需者承諾書」という。）（別添3）を交付し、輸入申告の際に提出させるので、実需者承諾書の数量（正量）欄の記載内容と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び機構事務所長（横浜又は神戸の事務所長）の押印（別添2）を確認する。

- ② 一般者（農林水産大臣の認定を受けない者）による輸入

法第7条第1項の規定に基づき機構に生糸の売渡しをする者であって法第11条第1項の規定に基づく農林水産大臣の認定を受けない者が生糸を輸入する場合において、当該生糸が当該認定を受けていないものであり、

機構による買入れ・売戻しの承諾を受けたものであるかどうかについての確認の時期及び方法については、次によるものとする。

ア 確認の時期

輸入申告の際

イ 確認の方法

機構は当該輸入者に「一般者輸入に係る生糸の買入れ・売戻し承諾書」(要領様式第2号。以下「一般者承諾書」という。)(別添4)を交付し、輸入申告の際に提出させるので、一般者承諾書の数量(正量)欄の記載内容と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び機構事務所長(横浜又は神戸の事務所長)の押印(別添2)を確認する。

3 輸出貨物製造用生糸の取扱い

輸出貨物製造用生糸については、保税工場で使用され、製造品として輸出される場合に限り機構への生糸の売渡しは要しないが、当該生糸を保税工場で使用せず生糸のまま国内転用する場合は機構への売渡しを要することとなるので、この場合の税関による確認の時期及び方法は、次のとおりとする。

ア 法第11条第1項の規定に基づき農林水産大臣の認定を受けた者がその認定の範囲内で当該生糸を国内転用する場合には、前記2の(2)の①による。

イ ア以外の場合には、前記2の(2)の②による。

4 機構への売渡しを要しない者の取扱い

生糸の輸入に係る調整等に関する法律施行令(昭和27年政令第21号)第3条の規定に基づき関税定率法第14条、第15条第1項、第16条第1項又は第19条の2第1項の規定によりその関税が免除される生糸を輸入する者については、税関において特段の書類の確認を要しない。

5 通関の際に疑義を生じた場合の取扱い

前記1に関して疑義が生じた場合は横浜又は神戸の独立行政法人農林水産消費技術センターに、前記2に関する事項について疑義が生じた場合は機構横浜事務所又は神戸事務所に協議の上処理することとする。

(別添1)

様式第4号

輸入生糸入港報告書

平成 年 月 日

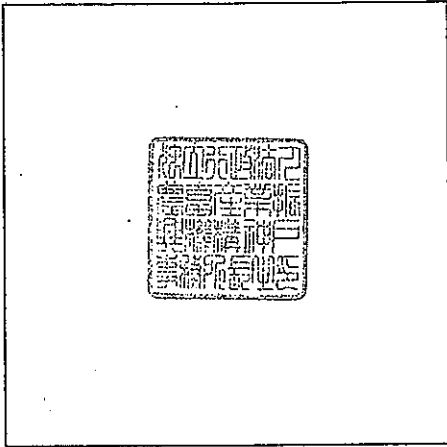
独立行政法人農畜産業振興機構
事務所長 殿

受託者 住所
名称
代表者 (印)

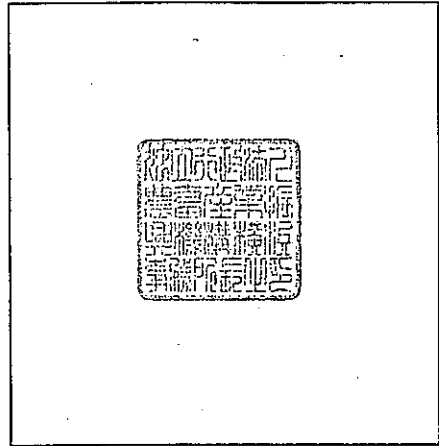
委託契約年月日及び番号			平成 年 月 日 第 号		
原 産 国					
積 載 船 名					
船 荷 証 券 番 号					
船 積 年 月 日					
入 港 年 月 日					
輸 入 港 名					
発 送 人 住 所 ・ 氏 名					
荷 受 人 住 所 ・ 氏 名					
検 査 番 号	織 度	品 位	数 量		備 考
			俵 数	正 量	
	中	等級	俵	kg	
計					
機構確認欄	<p>上記の生糸は、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第 263 条第 1 項第 7 号の規定による委託に係る生糸であることを確認する。</p> <p style="text-align: right;">No. 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">独立行政法人農畜産業振興機構 事務所長(印)</p>				

(注) 当該原産国に生糸の品位及び正量を検査する機関がない場合においては、検査番号欄には包装明細書の番号を、正量欄には正味重量を、それぞれ記入してください。

(別添2)



独立行政法人農畜産業振興機構神戸事務所長の印



独立行政法人農畜産業振興機構横浜事務所長の印

(別添3)

様式第1号

実需者輸入用 実需者輸入用生糸売渡・買戻申込書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
事務所長 殿

申込人(絹業を営む者又はその団体)

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

(印)

代理人

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

(印)

生糸の輸入に係る調整等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、輸入に係る生糸を下記により貴機構へ売り渡し、かつ、買い戻したく、独立行政法人農畜産業振興機構輸入生糸買入売戻実施要領を了知のうえ、所定の書類を添えて申し込みます。

記

(1)売り渡す生糸	原産地(国)	種類	織度及び数量				総正量(kg)
			中(俵)	中(俵)	中(俵)	合計 俵	(A)
(2)上記生糸に係る	①輸入申告をする税関名						
	②輸入申告をする日		平成 年 月 日				
	③蔵置場所						
	④輸入申告すべき価格(C I F)		円(B)				
	⑤認定番号・左記番号に係る生糸の輸入時期		(認定番号)	・(輸入時期)			
	⑥船名・B/L番号		(船名)	・(B/L番号)			
(3)売り渡す価格	*(B)の価格を記入					円(C)	
(4)買い戻す価格	*(A)の数量を記入		*当該適用期間における農林水産大臣が定めた1kg当たりの額				
	(B)+	kg×	円=		円(D)		
(5)売買差額	*(D)-(C)					円	

注 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

実需者輸入用 実需者輸入に係る生糸の買入れ・売戻し承諾書 承諾番号

平成 年 月 日

殿

独立行政法人農畜産業振興機構
事務所長

(印)

上記の申請については承諾します。この承諾書を交付することにより、独立行政法人農畜産業振興機構輸入生糸買入売戻実施要領に定める実需者輸入に係る生糸の買入れ及び売戻しの契約が成立しました。

なお、この承諾は関税法第70条第1項の許可、承認等とみなされます。

(別添4)

様式第2号

一般者輸入用

一般者輸入用生糸売渡・買戻申込書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
事務所長 殿

申込人
住 所
氏名又は名称及び代表者氏名 (印)
代理人
住 所
氏名又は名称及び代表者氏名 (印)

生糸の輸入に係る調整等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、輸入に係る生糸を下記により貴機構へ売り渡し、かつ、買い戻たく、独立行政法人農畜産業振興機構輸入生糸買入売戻実施要領を了知のうえ、所定の書類を添えて申し込みます。

記

(1)売り渡す生糸	原産地(国)	種類	織 度 及 び 数 量				総正量(kg)
			中(俵)	中(俵)	中(俵)	合計 俵	(A)
(2)上記生糸に係る	①輸入申告をする税関名						
	②輸入申告をする日		平成 年 月 日				
	③蔵置場所						
	④輸入申告すべき価格(C I F)						円(B)
	⑥船名・B/L番号		(船名)				・(B/L番号)
(3)売り渡す価格	*(B)の価格を記入					円(C)	
(4)買い戻す価格	*(A)の数量を記入 (B)+ kg× 3,910 円=					円(D)	
(5)売買差額	*(D)-(C)					円	

注 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

一般者輸入用

一般者輸入に係る生糸の買入れ・売戻し承諾書

承諾番号

平成 年 月 日

殿

独立行政法人農畜産業振興機構
事務所長 (印)

上記の申請については承諾します。この承諾書を交付することにより、独立行政法人農畜産業振興機構輸入生糸買入売戻実施要領に定める一般者輸入に係る生糸の買入れ及び売戻しの契約が成立しました。

なお、この承諾は関税法第70条第1項の許可、承認等とみなされます。

別添2

財 関 第 1027 号

平成 15 年 9 月 30 日

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく指定乳製品等の輸
入通関の際の取扱いについて

標記のことについて、別紙のとおり、農林水産省生産局長から依頼があった
ので、平成 15 年 10 月 1 日からこれにより実施されたい。

15生畜第2824号
平成15年9月25日

財務省関税局長殿

農林水産省生産局長

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく指定乳製品等の輸入通関の際
における取扱いについて

標記のことについて、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から委託を受けて指定乳製品等の輸入の業務を行う者、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき機構に指定乳製品等を売り渡す者及び同条第2項の規定に基づき機構と契約を締結する者に係る指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについては、平成15年10月1日から下記に従って処理して頂きたく御協力をお願いします。これに伴い、平成8年9月27日付け8畜A第2376号農林水産省畜産局長通知は、廃止します。

記

1 対象となる指定乳製品等

法第13条及び第14条の規定に基づく指定乳製品等の輸入に関する措置の対象となる乳製品は、法第3条第1項第2号の「指定乳製品等」であり、具体的には以下のとおりである。（参照：畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第2条第2項及び畜産物の価格安定に関する法律施行令（昭和36年政令第387号）第1条並びに加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和40年政令第338号。以下「施行令」という。）第2条）

（1）関税定率法（明治43年法律第54号）別表第04.02項に掲げるもの（第0402.91号又は第0402.99号の1の（1）に掲げるものを除く。）

- (2) 関税定率法別表第 0403.90 号の 1 に掲げるもの（バター・ミルクパウダーその他の固形状のものに限る。）
- (3) 関税定率法別表第 0404.10 号の 1 に掲げるもの
- (4) 関税定率法別表第 04.05 項に掲げるもの

2 税関による確認の時期及び方法

- (1) 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（以下「業務方法書」という。）第 253 条第 1 項第 4 号の規定に基づき機構の委託を受けた者が指定乳製品等を輸入するときは、次によるものとする。

① 確認の時期

輸入申告の際

② 確認の方法

機構は、業務方法書第 253 条第 1 項第 4 号の規定により輸入業務を委託したときは、「指定乳製品等輸入業務委託証明書」（指定乳製品等輸入業務委託要領様式第 1 号又はホエイ及び調整ホエイの同時契約による輸入業務委託・売渡要領様式第 5 号（別添 1）。以下「委託証明書」という。）を輸入者に交付し、輸入申告の際に提出させるので、税関においては、委託証明書の船荷証券番号欄、関税率表番号欄、品名欄及び数量欄の記載内容と輸入申告書等の記載内容との対査確認並びに委託証明書の機構理事長の押印（別添 2）を確認する。

なお、輸入申告の数量が、委託証明書の数量を超えると認められる場合には、輸入許可を保留し、委託証明書の数量を越える数量について、法第 14 条第 1 項の規定に基づき機構への売渡しが必要であるため、輸入者を通じ機構と協議の上、処理することとする。

- (2) 法第 14 条第 1 項の規定に基づき機構に指定乳製品等の売渡しをする者が輸入する場合については、次によるものとする。

① 確認の時期

輸入申告の際

② 確認の方法

機構は、法第 14 条第 3 項の規定による指定乳製品等の売渡しに係る申込書の提出を受けたときは、「指定乳製品等の買入・売戻承諾書」（一般輸入に係る指定乳製品等の買入・売戻要領様式第 2 号（別添 3）。以下「買入・売戻承諾書」という。）を輸入者に交付し、輸入申告の際に提出させるので、税関においては、買入・売戻承諾

書の船荷証券番号欄、関税率表番号欄、品名欄及び数量欄の記載内容と輸入申告書等の記載内容との対査確認並びに買入・売戻承諾書の機構理事長の押印（別添2）を確認する。

なお、輸入申告の数量が買入・売戻承諾書の数量を超えると認められる場合は、輸入許可を保留し、輸入者を通じ機構と協議の上、処理することとする。

(3) 法第14条第2項に基づき機構と契約を締結する者が輸入する場合については、次によるものとする。

① 確認の時期

輸入申告の際

② 確認の方法

機構は、法第14条第2項の規定による契約の締結に係る申込書の提出を受けたときは、「用途外使用に係る指定乳製品等の取扱いに関する契約締結承諾書」（用途外使用に係る指定乳製品等取扱要領様式第2号（別添4）。以下「契約締結承諾書」という。）を輸入者に交付し、輸入申告の際に提出させるので、税関においては、契約締結承諾書の関税割当証明書番号欄、関税率表番号欄、品名欄及び数量欄の記載内容と関税割当証明書の記載内容及び輸入申告書等の記載内容との対査確認並びに契約締結承諾書の機構理事長の押印（別添2）を確認する。

3 特別の書類を要しない場合

次に掲げる場合については、法に基づく特別の書類の提出は要しないので、通関を認めて差し支えない。

(1) 法第13条の規定に基づき機構が委託を行わず自ら指定乳製品等を輸入する場合

(2) 法第14条第1項第2号に規定する政令で定める場合

① 施行令第7条第1号の規定に基づき、関税定率法第14条、第15条第1項、第16条第1項若しくは第19条の2第1項又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第112号）第6条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和29年法律第149号）第4条において準用する場合を含む。）の規定によりその関税が免除される指定乳製品等を輸入するとき。

② 施行令第7条第2号の規定に基づき、関税割当を受けて指定乳製品等（2の（3）

に該当するものを除く。なお、具体的には、当面、無機質濃縮ホエイのみである。)を輸入するとき。

4 通関の際に疑義が生じた場合の取扱い

1から3に関して疑義が生じた場合は、機構酪農乳業部に協議の上、処理することとする。

指定乳製品等輸入業務委託証明書

殿

独立行政法人農畜産業振興機構

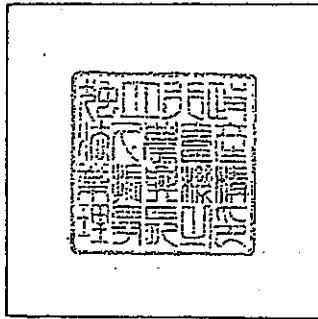
理事長

印

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項又は第2項の規定に基づき独立行政法人農畜産業振興機構が行う下記の指定乳製品等の輸入について、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第4号の規定に基づき、その買入れ及び輸入の業務を貴社に委託したことを証明する。

記

契約番号	船荷証券番号	関税率表番号	品名	数量



獨立行政法人農畜產業振興機構理事長之印

承諾番号 号
平成 年 月 日

指定乳製品等の買入・売戻承諾書

殿

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長

印

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第14条第1項の規定に基づき指定乳製品等の買入れ及びその売戻しについて、下記により承諾します。

記

関税率表番号		船荷証券番号	
品名		輸入申告年月日(予定)	
原産国		輸入申告者	
数量		輸入申告先税関(予定)	
告示金額(注)		蔵置場所	
買入価額	売戻価額	売買差額	

(注) 平成7年2月24日付け農林水産省告示第302号に定める金額。

用途外使用に係る指定乳製品等の
取扱いに関する契約締結承諾書

殿

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長

印

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第14条第2項の規定に基づく
指定乳製品等の取扱いに関する契約の締結について、下記により承諾します。

記

関税率表番号		関税割当証明書番号	
品 名		関税割当数量	トリット
数 量	トリット	関税割当年月日	平成 年 月 日
指定用途		関税割当期間満了日	平成 年 月 日
契約内容	用途外使用に係る指定乳製品等取扱要領の「用途外使用に係る指定乳製品等の取扱いに関する契約書」による。		